

日本国際紛争解決センター・大阪 利用規程

2018 年 4 月 17 日理事会議決議

(2018 年 7 月 17 日一部改正)

(2020 年 3 月 30 日一部改正)

(2021 年 3 月 24 日一部改正)

第 1 条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本国際紛争解決センター（以下「当法人」という。）が運営する日本国際紛争解決センター・大阪（大阪市北区中之島 5 丁目 3 番 51 号 大阪府立国際会議場内）が利用手配可能な、大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）その他の施設の全部または一部をいう。以下、「対象施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (利用目的)

対象施設の利用目的は、下記の通りとする。

- (1) 仲裁、調停その他の裁判外紛争解決手続き（以下「仲裁等」という。）の審問期日、調停期日等。
- (2) 仲裁等に関する研究、研修及び利用啓発のセミナー等。
- (3) 仲裁等の担い手となる人材育成その他仲裁等の活性化に向けた行事。
- (4) その他、当法人が適切と認める行事等。

第 3 条 (利用時間)

対象施設の利用時間は、各施設の運営者が定めるところに従う。

第 4 条 (利用申込み)

対象施設を利用しようとする者は、当法人のウェブサイト (<https://idrc.jp/>) に掲載された予約フォーム (Booking Inquiry Form) に所定の事項を記載の上、当 法人事務局に提出しなければならない。

第 5 条 (料金)

1. 対象施設を利用しようとする者は、各施設の室使用料、機器使用料、キャンセル料等所定の料金に加え当法人の提供する事務サービスに対する事務手数料を、当法人に対して支払わなければならない。
2. 事務手数料は、対象施設の利用時間 4 時間ごとに 1 万 1000 円（税込み）とする。

第 6 条 (利用許諾)

1. 当法人は、対象施設に係る先約の有無、利用目的その他一切の事情を勘案して、その裁量により、対象施設の利用許諾の可否を決定する。
2. 対象施設の利用許諾は、前条所定の事務手数料の支払いを停止条件とする。
3. 当法人は、対象施設の利用許諾に際して、随時、条件を付することができる。
4. 当法人は、合理的な理由があるときは、いったん行った利用許諾を撤回することができる。この場合、もっぱら当法人の責に帰すべき事由により 利用許諾を撤回したときは、当法人は受領済みの事務手数料を利息を付さずに 返還するものとする。
5. 対象施設を利用しようとする者は、利用申込書を提出した後に対象施設の利用を 中止するときは、速やかに当法人事務局に書面（電磁的記録を含む。）で通知しなければならない。この場合において、当法人は、施設運営者所定の金額を、利息を付さずに返還するものとする。
6. 前 2 項の場合を除くほか、当法人は、名目の如何を問わず、受領済みの事務 手数料の返還その他いっさいの賠償ないし補償に応じないものとする。

第 7 条 (利用条件)

1. 対象施設を利用しようとする者は、当法人が定める利用細則に従わなければならない。
2. 利用者は、対象施設の利用に際して設備等を破損した場合は、直ちに当法人に報告するとともに、利用者の負担においてこれを修復等しなければならない。

第 8 条 (利用者の善管注意義務)

利用者は、善良なる管理者の注意義務をもって対象施設を利用するものとする。

第 9 条 (免責事項)

当法人は、対象施設の利用に関連して生じた災害、事故、盗難その他いっさいの事象について、名目の如何を問わず、いっさいの賠償ないし補償に応じないものとする。

この規程は、2018 年 4 月 17 日から施行する。